

第 277 回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 2 時 00 分

閉会 令和 7 年 5 月 28 日（水）午後 3 時 07 分

2 会議の場所

一関市役所花泉支所東大会議室

3 出席者

教育長 時 枝 直 樹

委 員 伊 藤 一 志

委 員 桂 島 加奈子

委 員 大 浪 友 子

4 会議に出席した関係者及び職員

教育次長 千 葉 せつ子

一関図書館長 藤 倉 忠 光

副参事兼学校教育課長 八 木 浩 司

副参事兼文化財課長兼骨寺荘園室長 氏 家 克 典

副参事兼一関市博物館次長 佐々木 修 路

教育総務課長 千 葉 邦 雄

いきがづくり課長 小野寺 和 宏

教育総務課長補佐兼庶務係長 宮 野 真知子（記録）

5 議題及び議決事項

議案第 6 号 一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

議案第 7 号 一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

議案第 8 号 一関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 9 号 一関市地域部活動制度実施要綱の一部を改正する告示の制定について

6 報 告

(1) 行事報告及び行事予定について

7 その他

- (1) 令和7年度学校教育行政の重点について（ICTの活用）
- (2) その他

8 会議の議事

○教育長 ただいまから、第277回一関市教育委員会定例会を始めます。よろしくお願いいたします。本日、佐藤委員より欠席の連絡を受けておりました。

議案第6号 一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

○教育長 議事日程第1議案第6号、一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて、事務局からお願いします。

教育次長。

○教育次長 資料2ページをご覧ください。議案第6号一関市図書館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて、提案理由は、所属機関での転任により欠員となっている委員を新たに任命しようとするものでございます。詳細については、一関図書館長より説明いたします。

○教育長 一関図書館長。

○一関図書館長 （説明）

○教育長 ただいまの提案につきまして、何かございますか。

私の方から、図書館協議会委員について説明のあった一関若者サポートステーションという団体はどのような団体か、説明をお願いします。

一関図書館長。

○一関図書館長 この図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者ですが、若者サポートステーションの方は、家庭教育の向上に資する活動を行う者に該当しまして、このサポートステーションは一度就職をしましたが、何らかの理由で職場をリタイアした方、そして再就職のための手助けをすることで、主に再就職の斡旋とか、その方の悩みとか再就職に関するアドバイスを行っているところです。

○教育長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、議案ですので採決をいたします。議案第6号につきまして賛同される方は挙手をお願いします。

出席者の賛成多数ということで承認されました。ありがとうございました。

議案第7号 一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて

○教育長 議事日程第2議案第7号、一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて、事務局からお願いします。

教育次長。

○教育次長 資料4ページ目をご覧ください。議案第7号一関市社会教育委員の委嘱に関し議決を求めることについて、提案理由ですが、所属機関での転任により、欠員となっている委員を新たに委嘱しようとするものです。詳細につきましては、いきがいきづくり課長より説明いたします。

○教育長 いきがいきづくり課長。

○いきがいきづくり課長 (説明)

○教育長 ただいまの提案につきまして、何かございますか。

よろしいでしょうか。

採決をいたします。議案第7号につきまして賛同される方は挙手をお願いいたします。出席者賛成多数ということで承認いただきました。ありがとうございました。

議案第8号 一関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について

○教育長 議事日程第3議案第8号、一関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局からお願いします。

教育次長。

○教育次長 資料6ページ目をご覧ください。議案第8号一関市教育委員会請願処理規則の一部を改正する規則の制定についてです。こちらは請願処理規則の文言の整理と、請願書等の処理について、内容が軽易なもの又は緊急を要するものの取り扱いを加えるため、所要の改正を行おうとするものです。詳細については、教育総務課長より説明いたします。

○教育総務課長 (説明)

○教育長:ただいまの提案につきまして、何かございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 請願と陳情では、どこがどのように違うのですか。

○教育長 教育次長。

○教育次長 法律上の用語の使い分けになりますが、提出される方からすれば、「○○について○○してほしい」というものは意味合い的には、要望のようなものでも法律上請願や陳情と言います。訴える権利として設けられておりますが、国や地方公共団体に

対しては請願は議会が請願や陳情を受け、採択を行うという規程があります。

教育委員会については行政委員会ということで、別の組織になっておりますので、教育委員会に関するものも請願だったり、陳情を議会に提出することはできるのですが、直接教育委員会でも受けることができることになっていきます。議会に提出すれば議会での採択を受けて教育部門であれば教育委員会へ対処について回って来ますが、行政委員会という独立した組織であることから法律に基づいた請願や陳情といった行為を直接受けることもできるので、改めて規則を設けております。

請願は法律に基づいた国民の権利として受けることができるので、広く受付できるようにこのような規程を設けているわけです。説明になっているかわかりませんが、請願というのは国の法律で権利ということで認められているものです。陳情というのもあります。要望というのは法律上の定義では請願、陳情という言葉になってくるので、文言を整理させていただいたところです。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 請願は、国民が国や地方公共団体に対して文書で希望や要求を申し出ることであり、その権利が保障されています。陳情は、実情や問題を直接申し出て改善を求めるもので、請願と陳情の違いは基本的には請願の場合は紹介議員等が必要となりますが、陳情の場合は紹介議員は必要ない場合が多いです。

要望は、特定の事務処理や行政サービスの改善を強く求める表現であり、請願や陳情と密接に関連していますが、要望は手続きを踏まずに行政に対して出すことができるものということです。

今回の規則改正にあたっては、法的に手続きが必要な請願や陳情は第1条に明記し、教育委員会に対する様々な要望については、第3条にありますとおり、内容に応じて教育長が処理し、その結果を教育委員会に報告する手続きとさせていただきたいというのが今回の改正の内容です。

○教育長 教育次長。

○教育次長 補足いたします。議会で請願を受け付ける時は紹介議員が必要ですが、それで教育部門を受けることができますが、行政委員会単独で教育委員会が直接受け付けることもできるということで、規則を設けています。そちらは紹介議員は不要です。行政委員会独自で請願処理規則を設けて、公表しているところが全てではありませんが、一関市教育委員会では請願処理規則を設けているというのが実情です。

○教育長 よろしいでしょうか。

伊藤委員。

○伊藤委員 大体分かりました。改正前から比べて、改正後はより具現化されたというこ

とでしょうか。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 より具現化されたというのが、第3条に請願や陳情ではなく内容的には要望的なものであっても、軽易なものについては教育委員会の会議で報告という形に位置づけて明記したところです。

○教育長 教育次長。

○教育次長 補足いたします。これまでの請願処理規則では、要望も含め、教育委員会で受理した際には、一番近い教育委員会議に諮らなければならないという規定がありました。3月の定例会で、昨年度中にあった軽易な要望について、専決で処理し、その回答を皆様に報告させていただきましたが、これまでの規則とおりでは、軽易な要望も教育委員会で受理の可否を諮る必要がありました。教育委員会独自に寄せられる要望には、軽易なものがかかなり多くありますので、そういったものについては今回の改正後の規定で、軽易なものや緊急を要するものについては適切な処理を行い、それを報告するということを明文化させていただくところが今回の主な改正点となります。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それでは、議案第8号に賛同される方は挙手をお願いいたします。出席者賛成多数により承認されました。ありがとうございました。

議案第9号 一関市地域部活動制度実施要綱の一部を改正する告示の制定について

○教育長 議事日程第4議案第9号、一関市地域部活動制度実施要領の一部を改正する告示の制定について、事務局からお願いいたします。

○教育次長 資料8ページをご覧ください。議案第9号一関市地域部活動制度実施要領の一部を改正する告示の制定についてです。提案理由は、刑法の改正に伴い所要の改正を行うものです。資料の表の改正前と改正後をご覧ください。改正前第4の2の(2)に禁錮刑以上という表現がございます。これは刑法改正に伴い、禁錮刑が拘禁刑という名称に変更されたため、改正後では拘禁刑以上の刑という形に文言を改正するものです。刑法において懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に統一されたので、それに合わせた文言整理のための改正となります。

○教育長 よろしいでしょうか。これにつきまして、何かご質問はございますか。

では、議案第9号に賛同される方は挙手をお願いいたします。出席者賛成多数により承認されました。

以上で、2の議事を終了いたします。

報告(1) 行事報告及び行事予定について

○教育長 3の報告、行事報告及び行事予定についてです。最初に私から行事報告について申し上げます。資料No.1をご覧ください。前回の教育委員会の定例会が4月25日でしたので、それ以降についての報告となります。

4月25日、本寺地区地域づくり推進協議会の総会がありました。来賓として出席し、祝辞を述べてきました。本寺地域が少子高齢化、営農の後継者不足、過疎化が進行していることの課題が総会の中で出されました。これまでの取り組みを継続していくこと、今後の地域づくりの在り方や方向性を模索していくこと、「ひらいずみ遺産」の取り組みと連携しながら新たな地域づくり計画を作成していくことが確認された総会となりました。

29日、第52回岩手県南宮城県北神楽大会が厳美中学校体育館で開催され、祝辞を述べてきました。9団体、8団体とアトラクション1団体の出演がありました。一関市内からは4団体が出演しました。

30日、市の初任者研修を行いました。対象は小・中学校の教諭の新採用者で、小学校11名、中学校7名、合計18名です。私からの講話、指導主事からの講義後、読書に親しむ児童生徒の育成について、一関図書館、主任司書からお話をいただきました。また、午後は博物館に向かい、一関の先人について、主任学芸員から講話をいただきました。

5月2日、一関市PTA連合会の定期総会と懇親会が、ホテル松の薫りでありまして、市長が総会で挨拶を、懇親会で私が挨拶をさせていただきました。萩小小学校のPTA会長が市のPTA連合会の会長となりました。PTAには各学校の支援、市や教育委員会の事業や各種協議会等の委員を務めていただいておりますので、今後もよろしくお願ひしますという挨拶を述べてきたところです。

7日から学校訪問を開始いたしました。各学校の児童生徒の様子、授業改善の進行管理、学校経営上の課題についてを校長との情報交換を行い、学校経営の向上に資することを目的としております。7月中を目途に35校を訪問する予定です。

9日、一関地方校長会歓迎会が開かれ出席してまいりました。伊藤委員と大浪委員にも出席いただきました。

13日、第1回幼小中高特高専大校運営推進協議会の運営委員会がありました。今年で32年目を迎える会となっております。縦の系列でそれぞれの園長、校長、学長が集まって、年2回、1回目は学校を会場に授業参観や事例発表、2回目は講演会を行っております。昨年度の事業の反省と今年度の計画についての話し合いが行われました。

15日から16日にかけて、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会が埼玉県川越市で開催されました。全国で都市、市や特別区は805自治体となっております。当日、文部科学省の行政説明、全国の教育長の取組の発表、協議等がありました。文部科学省の行政説

明では各施策の意図や現在の中央教育審議会の審議状況について直接お話しを聞きましたので、一関市の教育行政を進めていく上で非常に参考になりました。分科会では部活動の地域展開、特別支援教育、いじめ不登校への対応、教育DX、働き方改革、学校運営協議会制度（コミュニティースクール）など共通する課題についての取り組みの事例発表があったところです。

19日、千葉胤秀旧宅保存活用に関する協議を花泉支所で行いました。胤秀旧宅所有者の方と、県南史談会、岩手県和算研究会、花泉先人顕彰会の代表の方と今年度予定されている茅屋根の南面葺替工事の説明と、保存に向けた今後の活用について協議を行いました。これは継続して協議を行わなければならないと思っております。

21日、一関市生徒指導推進連絡協議会総会が開かれました。市内8地区の生徒指導に係る連絡協議会と高等学校の生徒指導連合会、教育事務所、一関・千厩両警察署の担当者が一堂に会して、長期休業中の指導事項、情報モラルの指導、他校の中学校文化祭の対応についての申し合わせの確認や、生徒指導について情報交換がなされました。

特にSNSの情報モラルの指導については、各学校では繰り返し行っておりますが、今後も継続して指導する実態があること、保護者にもスマートフォンを持つようになる小学校低学年あたりの時から啓発が必要であるということが出されました。

警察からは23時から午前4時までの間の深夜徘徊で補導される件数が非常に増加していることから、児童生徒に具体的に夜11時から朝4時までは、外に出てはいけないということを指導する必要があるということの話が出たところです。

22日から23日にかけて、岩手県市町村教育委員会協議会定期総会に出席してきました。全国都市教育長協議会で文部科学省から出された行政説明について県内各市町村での取り組みの情報交換がなされました。

25日、一関東地区の退職校長会の慶祝会、新会員歓迎会が千厩のマリアージュで開催され祝辞を述べてまいりました。

26日、奨学生選考委員会が開かれました。令和7年度の一関市奨学生について前回の1次募集で貸付可能額の上限に満たなかったため、追加で2次募集を行い選考を行ったものです。

28日、県立高校の在り方地区別懇談会が県南地区として奥州市江刺総合支所で行われて参加してまいりました。この地域検討会議は令和8年から向こう10年間、令和17年までの高校の在り方について協議するものです。市長、町長、教育長、産業関係者、PTA関係者、中学校長の代表が出席してまいりました。

前回にも話し合われまして、教育委員会でも報告いたしましたが、専門高校を置くブロックについて現在9ブロックですが、それが広域化して6地区に見直される。これま

では胆江と両磐が別々だったのですが、県南地区になりますので、その中で工業、農業、商業等の専門高校については、配置を見直していくということになります。また、その専門高校については現在学区はありませんので、全県どこでも制限なく受験できるようになっていますが、普通高校については学区制をとっております。これは現在8学区になっておりますが、これは変更なく胆江学区と両磐学区は別々の学区ということで確認されております。広域化等について総論としてはおおむね賛成を得て、専門的、魅力的な高等学校を作っていくという方向になりましたが、各論では広域化になることによって、通学の便が悪くなることは高校生にとっても選択が狭まることから、具体的にはJRの東北本線や大船渡線、そして現在運行しているバス等で通学できるような高校の配置が望ましいということが、複数の方から出たところでした。この在り方検討会につきましては、次回は8～9月の間に2回目が開かれる予定となっております。

行事報告は以上ですが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

行事予定について事務局からお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（説明）

○教育長 次回の教育委員会の定例会ですが、6月25日水曜日、午後1時30分からですが、よろしいでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

また、今説明がございましたが、6月26日には総合教育会議を山目小学校で午後1時15分から予定しております。

7月3日には川崎中学校の総合訪問がございますので、委員の皆さんにも対応をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。行事予定についてはよろしいでしょうか。

以上で3の報告、行事報告及び行事予定について終了いたします。

その他(1) 令和7年度学校教育行政の重点について（ICTの活用）

○教育長 4 その他(1)令和7年度学校教育行政の重点について（ICTの活用）について事務局からお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（説明）

○教育長 ただいま説明がありましたICTの活用について、何かございますか。

桂島委員。

○桂島委員 資料左側の校務支援システムによる業務の効率化ということで、実際に現場から聞こえる声として、デジタルに任せっきりにしてしまって、最後は人間の目で見

なければならぬところがあつたりするのかなと思うのですが、実際のメリットとデメリットについて、聞こえている声があれば教えてください。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 デジタルの最大のメリットは、子どもたちの情報を登録すると、それが全てのものに名簿がつながっているのです、これまで一から手入力したり、名前の判子を押して作成していた資料が、全て集約されて出力されるということ。一関市は先行実施ですが、全県で統一した全く同じ基本的なシステムが 33 市町村全体で使われるため、教員が異動しても同じシステムを使って校務処理ができるという点も、先生方にとって非常に配慮されたものとなっています。

デメリットとしましては、通知表や指導要録など、今導入期にもなっているので、それを活用できるように習得する部分では膨大な先生方の手間がかかってしまっていて、またそれを広められる方もなかなかいない。当市は 5 人の ICT 専門員やサポーターによる支援の状況をとっていますが、市内 35 校が同じように基礎を高めていくということにはまだまだ時間がかかりますので、先生方はその部分で大変苦勞が生じている。しかし活用されれば、間違いなく先生方が子どもたちに向き合う時間は今以上に生み出されるものと信じて取り組んでおります。

○教育長 補足しますと、学校訪問等行きますと児童生徒数の少ない小規模校では、効率化を実感して非常に良い評価を得ております。大規模校は、やはり初期の設定の部分が時間かかっておりますので、まだ大変な状況と聞いております。

よろしいでしょうか。ほかにございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 今、桂島委員のお話にも私もすごく疑問を感じているところです。デジタルの世の中になりデジタル一辺倒だと。例えば児童が抱える課題として、私が危惧するのはタブレットを子どもたちが持ったりすると、鉛筆とノートに向き合う時間が本当にあるのかなと。日本人としてもものをきちんと書くとか、書いて伝えるといった作業が、落ちていくのではないかと危惧されますが、子どもたちにとっての負の面に関してはいかがでしょうか。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 まだ十分な検証ができていない導入期ではありますが、伊藤委員がおっしゃられるように書くことによって漢字を使えるようになるでしょうし、コミュニケーションの中でも必ず必要な「読む」「書く」「話す」「聞く」といった能力は引き続き重要であると考えております。全てをデジタルに置き換えるのではなく、授業の中でどの場面を画面で共有したり、例えば先生がこれまで紙に書いて一生懸命準備していた

ものがデータとして存在している教科書の一部を大きな画面に映し、さらに画面上に指で押すと下線が引けたり、丸で囲めたりして示すことで手間を減らす。子どもたちもタブレットに打ち込んで送ってそこで終わってしまうのではなく、実際にノート活用の指導もあって、子どもたちはノートを使った授業もしているので、その併用について何が一番適切なのかということは、各学校も模索しながら進めていただいているので、その辺りの研究はさらに深めていきたいと思っております。

○**教育長**： 補足しますと、次の学習指導要領の作成準備に入っておりますが、そこでデジタルとリアルというように区別していますけれども、デジタルとリアルのどちらが良いかという二項対立ではなく、基本的にはリアルな学びをデジタルで支えるという考え方ですので、状況によってはノートや鉛筆を使って書く活動を行う。状況によってはタブレットで、なかなか教室では見られないものを見て補うといったことになってくると思います。両方取り入れるということでハイブリッドといった言葉も今後出てくるのかなと思います。

もう一方は、一人ひとりの個別最適な学びという視点から、子どもによっては書いて覚える、書くことで理解する子どもには書くことを勧めますし、デジタル画面を見て視覚で覚えることが得意な子どもにはそちらで行うということもありますので、一斉の中でデジタルとリアルを使い分けるものと、個々の特性によってデジタルを選ぶ子どもとリアルを選ぶ子どもと、それぞれの学びを保証していくということが、現在進行しているところです。

伊藤委員。

○**伊藤委員** 学校で端末を使用し、さらに自宅に帰っても低学年のうちからスマートフォンなどを持っていれば、常に画面に向き合い、機械と会話しているような状態になるのではないかと懸念しております。そうすると、人間として最も大切なものが育まれなくなるのではないかと、支障があるのではないかと感じています。やはり、人と人との向き合う時間、家族団らんの時間、家族の会話といったものが非常に大切ではないかと思えます。今だからこそ、このようなデジタルな世の中だからこそ、大事なように考えますが、その辺り子どもたちの健康面などでの課題はございますか。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** まだ視力に影響が出ているとかそういう話は聞こえてきておりません。ものによっては、そのようなデータが出始めていると本などには書いていたりするのですが、因果関係が何とも定まっていないところです。あと大切なのは伊藤委員のおっしゃられるとおり、あくまでも道具であって、これを使うことそのものが目的になって、ずっと手に持っているとか、画面を通してのみのコミュニケーションとかそういうので

はないということは大切にしながら、ICTの活用という部分の推進の中では位置づけて、各学校と共有していきたいと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

大浪委員。

○大浪委員 先ほどの説明から、教師が使う場合と、支援が必要な子どもが使う場合に関しては、とても有効な手段であるのかなと感じます。その中で先生方もこれをまだ活用しきれていない部分もあるかと思いますが、活用することによって、先程学校教育課長がおっしゃられたように、子どもと向き合う時間が増えたり、勤務時間が減ったりというような時間の使い方に繋がっていくのが楽しみでもあるのですが、昨年学校を回らせていただいた中で、子どももやはり得手不得手があると思います。子どもによっては算数の時間に図形を一人で回して、こう見えるんだ、こういう角度だとこういう計算の仕方もできるんだと一人で使いこなしてやっている子どももいれば、全く手付かずで先生が指導したとおりにしか使えない子どもも見受けられる中で、子どもにとってのデメリットみたいなものは、今問題になっているところがあれば教えていただきたいです。

お孫さんがいるおばあちゃんですが、宿題がタブレットで出されるので、「やったの」と聞いても「やった」と言って「見せて」と言うと「おばあちゃんには分からないでしょ」と言われて相手にしてもらえないというような話をされました。宿題くらいは紙で出せば良いのにとというような話をされたのですが、私は子どもはだんだん進化をしていく、でも大人はなかなか新しいものに否定的なところもあるので、家庭の理解というのも、ICTに関してはかなり必要なのかなと、そのおばあちゃんとの会話で感じました。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 例に出していただいたような算数の時に、図形というのはいろんな視点から見ることができたり、先生が以前は立方体のモデルになる模型をいくつか作って、それを班とか個に配布してそれを切ったらどういう形になるかみたいなことをやっていたことが、画面上で自分で選んだ切り方で展開図を広げられるなど、繰り返して試すことができるので、みんなに活動させたいものについては、手付かずの状態で行われたことだけという状態から、一歩進めて個別指導してあげていったほうがいいたろうと思います。その一方で、画面上で解いた方が楽だという子がいれば、やはりノートに一生懸命書いて問題を解いた方が良いと感じる子どももいると思います。そのあたりが教育長からもあった個別最適のところで、選択して自分のやり方というものが選べるような、そういう授業の進め方はこれから必要になってくると捉えておりました。

宿題に関して、おばあちゃんがタブレットを開いてどこをやったのかチェックできるか

どうかとなると難しいと思います。各学校の教材の購入状況を全て把握しているわけではありませんが、子どもたちは授業の中で問題集やドリルというのは一定数購入は計画的にされていますので、上手く併用して子どもたちの学びの状況がおうちの方にも伝わっていくような工夫はこれからも必要だろうと。おばあちゃんでもわかる状態にさせていただけたらというのは、同じ思いでおりました。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(1)については終了いたします。

その他(2) その他

○教育長 (2)その他、何かございますか。

伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど教育長からお話がありました、深夜徘徊の子どもたちの補導状況についてお伺いします。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 深夜徘徊ですけれども、義務教育を終えた子どもたちに特化して、ただし件数はコロナ禍明けてからかなり少ないという話を、先日の生徒指導推進連絡協議会があった時に、生活安全課の方から情報提供をいただいております。一方で各学校が懸念しているのは、学校の振替休日などの時に生徒だけで仙台へ遊びに行ったり、遊戯施設に行ったりすることについて、一定のブレーキが必要であるということです。場所によっては仙台に行くところもあれば気仙沼の方もあるかもしれません。現在巡回はかけているが、巡回の中で驚くほど子どもたちは見かけないということで伺っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第 277 回一関市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。